

浜松城公園用地（元城地区）の使用許可に関する基準

1 浜松城公園用地（元城地区）の使用許可に関する基準

- (1) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体が、公用又は公共用に供するため使用するとき。
- (2) 市の指導監督を受け、市の事務及び事業を補佐又は代行（公の施設における指定管理者による管理を含む。以下同じ。）する者が、当該補佐又は代行する事務及び事業の用に供するため使用するとき。
- (3) 運輸、電気、水道、ガス事業その他の公益事業の用に供するため使用させるとき。
- (4) 公の施設の利用者の便宜又は職員の福利厚生のために食堂、売店等を経営させ、又は指定金融機関等に現金自動預金支払機等を設置させるとき。
- (5) 災害その他緊急事態の発生により応急施設として短期間使用させるとき。
- (6) 学術調査研究、公の施設等の普及宣伝その他の公共目的のために行われる講演会、研究会等の用途に短期間使用させるとき。
- (7) 不特定多数の者を対象とした産業振興、地域活性化を主な目的とする事業の用途に短期間使用させるとき
- (8) 職員の健康管理を図るため設置する健康保険組合又は共済組合等の事務の用に供するため使用させるとき。
- (9) (1) から (8) に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

2 1 (9) における市長が特に認めるときに該当する基準

- (1) 許可できる内容
 - ア 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
 - イ 業として写真撮影、映画撮影、テレビジョン撮影その他これらに類する行為をすること。
 - ウ 興行を行うこと。
 - エ 浜松城公園用地（元城地区）の全部又は一部を独占して、展示会、博覧会、競技会、集会その他これらに類する催しを行うこと。
- (2) (1) にかかわらず許可できない内容
 - ア 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
 - イ 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるととき。
 - ウ 施設、設備、展示品等を損傷するおそれがあるとき。
 - エ ア～ウに定めるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

3 使用料について

| 基 準 | 単 位 | 金額 |
|--|--------------------------------|---------|
| 1 (1) ~ (8) | 行政財産の使用許可に関する事務処理要領の規定による。 | |
| 2 (1) ア 募金その他これに類する行為 | 1 件、1 日につき | 110 円 |
| 2 (1) イ 業として行う写真撮影、映画撮影、テレビジョン撮影その他これらに類する行為 | 1 件、1 日につき | 4,400 円 |
| 2 (1) ア、ウ 物品の販売又は興行 | 使用面積 1m ² 1 日につき | 55 円 |
| 2 (1) エ 展示会、博覧会、競技会、集会その他これらに類する催し | 使用面積 1m ² 1 日につき | 22 円 |

※2 (1) ア～エの詳細の算出方法は、浜松市都市公園条例の規定による。

附 則

この基準は令和6年4月1日から適用する。

附 則

この基準は令和7年10月28日から適用する。

参考 行政財産の使用許可に関する事務処理要領（抜粋）

（使用料の算定）

第7条 条例第2条第1項第1号に規定する「当該土地について市長が定める単位面積当たりの価額」は、使用を始める日（使用する日）の属する年度の前年分の1平方メートル当たりの相続税課税標準価格（相続税財産評価に関する基本通達（昭和39年4月25日付直資56直審（資）17国税庁長官通達）の規定に基づく路線価方式又は倍率方式によって算定された価格をいう。）とする。

- 2 前項の規定に係わらず、使用期間が一時的で使用目的が臨時的な場合の単位面積当たりの価額は、使用を始める日（使用する日）の属する年度の前年分の路線価又は1平方メートル当たりの前年度の固定資産税評価額とすることができます。
- 3 条例第2条第1項第2号に規定する「当該建物について市長が定める単位面積当たりの価額」は、建物の再調達価額から経過年数による償却額を控除した額とする。
- 4 前3項の規定により算定した単位面積当たりの価格に特によりがたいときは、市長の承認を得て、別に単位面積当たりの価格を定めることができる。
- 5 条例第2条第2項に規定する電柱等を設置する場合の使用料は、次に掲げる区分により算定する。
 - (1) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が電柱等を設置する場合は、電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）別表第1に規定する額に相当する額とする。
 - (2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第10号に規定する電気事業者が電柱等を設置する場合は、前号と同様の取扱いとする。
 - (3) 前2号に規定するもの以外の場合の使用料は、浜松市道路占用料徴収条例（昭和28年条例第49号）別表に規定する額に相当する額とする。
- 6 使用期間が1年に満たない場合の使用料は、次に掲げる区分により計算する。
 - (1) 条例第2条第1項の規定により使用料を算定する場合は、同項の規定により算出した年額を日割りで計算する。この場合において、1年は365日とする。（閏年のときも同じ。）
 - (2) 条例第2条第2項の規定により使用料を算定する場合は、同項の規定により算出した金額が年額であるときは、月割り計算とする。この場合において、使用期間が1月未満のとき又は使用期間に1月未満の端数があるときは当該1月未満の期間又は1月未満の端数は1月として計算する。
- 7 使用面積及び使用料の端数は、次のとおり処理する。
 - (1) 使用面積は水平投影面積（上から見て影になる面積）で計算し、小数点第2位未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 使用料に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

- 8 消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税」という。）は、次のとおり処理する。
- (1) 建物（住居部分を除く。）の使用許可にあっては、当該建物とこれに係る土地の使用料は消費税を徴収する。
- (2) 土地の使用許可にあっては、消費税は徴収しない。ただし、使用期間が1月未満の場合は消費税を徴収する。

参考 浜松市都市公園条例（抜粋）

- 1 使用面積、掲出面積若しくは表示面積が1平方メートル未満であるとき又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算するものとする。
- 2 長期とは許可の期間が1年以上の場合をいい、短期とは長期以外の場合をいう。
- 3 長期の場合であって、許可の期間に1月未満の端数があるときは、月割をもって計算するものとする。この場合において、当該期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。
- 4 1件の使用料又は利用料金の額が100円に満たないときは、100円とする。